

マイナンバーカード の受取はお早めに



マイナンバーカードを申請後、交付準備が整った人に交付案内を送付しています。案内が届いた人は同封のマイナンバーカード交付通知書(ハガキ)に記載の受取期限までに受取をお願いします。受取期限を過ぎたものは一定期間保管していますが、マイナンバーカードには有効期限がありますので、お早めにお受け取りください。交付通知書を紛失した場合は、市民課までご連絡ください。

☎市民課 (☎ 82-1140)

令和7年版 山口県民手帳を販売します

県内情報や日常生活に役立つ情報が満載です。

- **大きさ** 80mm×140mm
- **価格** 660円(税込)
- **販売窓口** 総務課、山陽総合事務所、南支所、埴生支所、公園通出張所、厚陽地域交流センター、出合地域交流センター、津布田会館

●販売期限

令和7年1月31日(金)

☎総務課 (☎ 82-1158)

11月 「秋のこどもまんなか月間」

～189(いちはやく)

気づいてあげて

そのサイン～

虐待かと思ったら、ご自身やまわりの人が出産や子育てに悩んでいた、すぐに連絡を。あなたの連絡で救われる人がいます。連絡者や内容に関する秘密は固く守られます。

☎児童相談所虐待対応ダイヤル
(☎ 189(いちはやく))

児童相談所相談専用ダイヤル
(☎ 0120-189-783)

宇部児童相談所 (☎ 39-7514)

家庭児童相談室 (☎ 82-2527)

子育て支援課 (☎ 82-1175)

鉛製給水管(鉛管)を使用しているご家庭へ

水道水の安全性の観点から現在は使用されていない鉛管ですが、昭和63年以前に各家庭に使用されたものが残っている場合があります。

■より安心してご利用いただくために

鉛管が使用されていても通常は問題ありませんが、長期間水道を使用しなかった場合はごく微量の鉛が溶け出す恐れがあるので、使い始めのバケツ1杯程度の水は飲用以外にご使用ください。

※公道の工事等で鉛管を確認した場合は水道局が取替をしていますが、給水管は個人の所有物であるため、個別の取替工事費用は各家庭での負担となります。

☎水道局施設維持課 (☎ 81-3969)

鉛管についての
詳細はこちら ▶



トイレを公共下水道に 繋げましょう

公共下水道が整備された区域にお住まいの人は、生活雑排水を公共下水道へ流すための排水設備を設置する義務があります。以下の制度がありますのでご利用ください。

■水洗便所改造資金融資あっせん制度

○対象 公共下水道整備後5年以内に行う水洗便所改造工事

■利子補給制度

○対象 公共下水道整備後3年以内に行う水洗便所改造工事

※申請条件等詳しくは、下水道課にお問い合わせください。

●トイレットペーパー以外のものは流さないで!

下水道管に異物が詰まり、汚水処理施設の機器が故障する事故が発生しています。「トイレに流せる」と記載されたものでも多量に流すと詰まりの原因になります。

☎下水道課 (☎ 82-1164)

11月11日(月)～17日(日)は 山口県同和問題啓発週間

同和問題に対する正しい理解と認識を深め、一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会の実現を目指しましょう。期間中は、市役所や各地域交流センターにて「同和問題啓発パネル」を展示します。

☎市民活動推進課 (☎ 82-1137)

11月25日(月)～12月1日(日)は 犯罪被害者週間

犯罪の被害に遭われた人やそのご家族が被害から回復し再び平穏な生活に戻れるよう



に、犯罪被害者等のみなさんが抱える問題への理解を深め、支える社会づくりを進めていきましょう。

■犯罪被害者等支援ミニパネル展

●日時 11月23日(祝)～29日(金)

●場所 厚狭地区複合施設

☎生活安全課 (☎ 82-1133)

11月9日(土)～15日(金)は 秋季火災予防運動実施期間

～守りたい

未来があるから 火の用心～

この時季は空気が乾燥し、火災がおこりやすくなります。火の取扱いには十分注意しましょう。また、住宅用火災警報器は寝室および階段(寝室が2階以上の階にある場合)への設置が義務付けられていますので、必ず設置しましょう。

※ご自身での設置が困難な人は、取付支援を行っていますので、ご相談ください。

■定期的に住宅用火災警報器の点検をしましょう

・年に2回は作動確認の実施

・設置から10年を目安に交換

☎宇部・山陽小野田消防局予防課
(☎ 21-7699)